

中世における天皇權威の推移

今 谷 明

中世天皇制研究の課題

私の専門は室町時代を中心とする日本中世史で、必ずしも始めから天皇の問題に取り組むつもりではありませんでしたが、数年前の天皇の代替わりの騒ぎの中で二〇年前の研究でひっかかった問題を思い出しました。

それは、戦乱や土一揆が盛んに起こり、下剋上の時代ともいわれる応仁の乱の前後に、天皇の綸旨が頻発されていることです。とくに一四四一（嘉吉元）年の嘉吉の乱の前後から一四六七（応仁元）年の応仁の乱までの間は、毎年のように綸旨が出されています。それも例えば大和国で武士が反乱を起こしている、その武士は「朝敵」であるから討伐せよというような綸旨です。それまでの歴史学の常識では、南北朝時代に天皇の權威は衰えて幕府による權威と権力の一元化が行われ、戦争に関する問題などは幕府が一元的に取り仕切っているはずでありました。ところが実態はそうではなくて、極端に言えば、天皇の綸旨によらなければ戦争も和睦もできないという状況がこの時期に出てくるのです。

そんなおり、昭和天皇のいわゆる「崩御」の直後だったと思いますが、故松本清張さんが『文藝春秋』に、以下のように書かれました。歴代の権力者は、なろうとすればいつでも天皇になれたのに、どうして天皇にならなかつたのか。だれもが知りたいことなのに、歴史家はこれをきちんと説明してくれない。怠慢ではないか、ということです。このご意見にもショックを受けまして、ますます勉強しなければと思ったしだいです。

今日は中世史の中で、こうした問題に私なりにお答えしていきたいと思います。

諸外国の王権

日本の天皇を考える場合、諸外国の王権との比較を考えないわけにはいきません。そこで、中国・イスラム・西ヨーロッパ・東ローマ（ビザンツ）の四地域について、それぞれの王権のありようを考えてみたいと思います。

中国では、ご存じのように易姓革命の思想が古くからありまして、

権威と権力は天命を受けた王なり革命者の上に輝く存在であり、それは人格的に分離しておりません。最近ある中国人の歴史学者と話す機会がありました。彼は「あなた方が使っている権威と権力の言葉はおかしい」というのです。つまり、日本では中世以後、権威は天皇が持つていて、権力は幕府など歴代の権力者が持つていた、そういう使い分けをしてだれも怪しんでいないのです。しかし、中国ではそういう使い方をしない。中国では権力者の頭上に輝くのが権威であるので、権威と権力を人格的に分ける日本の研究者の考えには批判的なのであります。その時はなるほどとショックを受けたのですが、よく考えてみますと、中国のように権威と権力が人格的に一致しているのはむしろ珍しい例でして、世界的には、むしろ分離しているのが当たり前です。

イスラム圏では、一〇世紀頃から、セルジューク・トルコやエジプトのマムルーク朝などの王朝が興亡いたしますが、そこではカリフという宗教上の教主が、スルタンという世俗の皇帝を任命する仕組みになっています。カリフとはマホメットの子孫のことで、血統で伝えられた宗教的権威者ですが、スルタンは中国の皇帝と同じくその時々々の世俗的な権力者であるわけです。つまり、日本の天皇と征夷大將軍の關係に近いのです。その後のオスマン朝トルコは、一六世紀にアッパース朝のカリフから強引にカリフ位を篡奪してスルタン・カリフ制をとり、一七、八世紀頃にはスルタンとカリフは本来から一体だったという神話が生まれましたが、もともとのイスラム世界では、日本と同じように権威と権力が人格的に分離しているというのが常態であったと存じます。

次に西ヨーロッパです。ここでは、ローマ帝国からイタリア・フランス・ドイツというそれぞれの王権が分離しましたが、それぞれの国の世俗の国王は信仰上ローマ法王に忠誠を誓っている。その意味で、権力と権威の人格的な分離は日本の場合とかなり似ていると思います。ただ、ローマ法王は日本のように血縁世襲ではなく、選挙によって選任され、またその後は世俗の権威が大きくなりまして、一四世紀にはフランス王が法王をアヴィニオンに幽囚するというような事件も起きてはおります。

最後に東ヨーロッパのビザンツですが、一一世紀からは皇帝兼教皇制という、世俗の皇帝が教皇をも兼ねるというシステムになりまして、それが一四五三年の東ローマ帝国の滅亡まで続きました。東ローマ教皇の地位が世俗の皇帝によって受け継がれる、つまりこの時期の皇帝は中国と同じように権威と権力を一体化したものです。しかし、六世紀にビザンツ帝国が成立した頃は、東ローマの皇帝は西ヨーロッパと同じく統一ローマの法王から任命されていたもので、ここでも本来は権力と権威は分離された存在でありました。

以上、四つの地域の王権をざっと見てみましたが、日本のように、一方に朝廷があつて天皇がおり、他方で幕府があつて將軍がいるという二重権力の王権は決して独特のものではないのです。イスラムにしても、西ヨーロッパや初期の東ローマにしても、やはり権力と権威が人格的に分離し、それで統治が行われておりました。中国の皇帝のように天命を受けた唯一の人物の上に権力も権威も輝くというあり方は、むしろ世界的には例外だったのです。ですから、日本の天皇のあり方は必ずしも独特のものではないのでして、あまりに

その特性を強調するのはどうかと思うわけでありませう。

天皇の権威の相対化

日本にもどりますが、中世の天皇の権威は、皆様のイメージと実態に、相当なズレがあると思います。

例えば服装ですが、天皇は即位の儀式の時には黄櫨染こうもぎぞめという独特の色の服を着ますが、日常は衣冠束帯を着ていまして、摂政や関白、あるいは左右大臣や大納言といった上級貴族とほとんど同じでした。一見したところでは天皇なのか関白なのか分からない。座っている畳だけが違う。纏つむぎ纏縁つむぎのへりという畳です。しかしその畳以外、服装では見分けできない。中国の皇帝も、ヨーロッパの王も、臣下とは全く違う服装で明確な外見上の違いがあるのですが、日本の場合はそれほどではない。外見上も天皇の権威は極めて相対的なものでありませう。

また、天皇家独特の儀礼として、日蝕や月蝕が起きますと宮殿に薙を巻くということが平安時代から行われています。日蝕や月蝕の光は常の光ではなくて、非常の魔物の光であるから、それから玉体を守らねばならないということで、御所の清涼殿なり天皇のいる建物の周りに薙を巻き詰めるという儀式です。ところが、鎌倉幕府でも同じようなことを始めますし、室町幕府も同じであります。花の御所の周りを薙で覆って日蝕や月蝕の光を隠しております。天皇だけが玉体であり、王者だという觀念が中世ではなくなっているのです。

そして、白河法皇が賽の目、鴨川の水、と合わせて意のままにな

らぬことを嘆いたことでよく知られる「荒法師」の強訴です。藤原氏の氏寺である興福寺の僧兵たちは、「神木動座」と申しまして、同じく藤原氏の氏神である春日神社の榊を持って京都に強訴しました。そうしますと、藤原氏の公家達は、屋敷から一步も出られず、宮中の儀式にも出仕できないのです。摂関家である藤原氏が出仕できなければ、即位式、大嘗祭を始め諸々の儀式を行行事ができない。なんとかなだめすかして神木に帰ってもらうしかない。よく知られた事実ですが、このことの意味は重要です。摂関家という公家と天皇家において、天皇家が絶対に摂関家がそれに従うものであるという認識がないということでもあります。摂関家の氏寺が神木をもつてくると、天皇でもどうすることもできない、指一本触れることもできないわけです。つまり、天皇の権威と摂関家の氏寺・氏神の持つ権威は、ほとんど、同等なものであったということです。南北朝時代にいたっても、当時の儀式の記録を見ますと、公家たちが南都北嶺の僧兵の強訴を恐れていたことがよく分かります。

最後に、天皇と摂関家の出す政治文書の形式の問題です。天皇の出す文書は「綸旨」ですが、それは天皇の意志を奉じたという形で弁官という下級公家が出します。ところで、摂関家の出す「南曹なんそうの弁の奉書」というのがあります。それも全く同じ格の弁官が出すのです。天皇の出す文書と摂関家の出す文書とが、文書としての格が同じだということ、ここでも天皇の権威がもう絶対のものではなくなくなっていることがわかります。

中世においては、極端に言えば、形式的には天皇は有力公家の一にすぎないという横並びの状態でした。

天皇自身も自分のことを「朕」とは言わず、「予」と言いました。天皇だけでなく、公家も、将軍も、自分のことを「予」という。言葉づかいも変わらない。違うのは即位の時の黄櫨染の服と纏緇縁の畳だけ。宮殿も、室町幕府の花の御所は、面積でも朝廷の禁裏の倍くらいになるわけで、おそらく当時の人々は、花の御所のほうを王様の宮殿と考えたと思います。

ようするに、この時期の天皇には、明治以降の「神聖ニシテ侵スヘカラス」というような絶対性は全くないわけで、明治以降の天皇制と中世の天皇制は全く別物と考えた方がいいということであります。

院政と鎌倉幕府

それでは逆に、中世に天皇が存続し、また権威の復活があったのはなぜでしょうか。以下に、それを考えてみたいと思います。

以上のように、中世は天皇の権威だけで全国を統治することはとうてい出来ない時代でありますから、いわば横並び的な天皇、摂関家、後には将軍、そうした権威を超えた新しい超越的な王権が必要になってくるわけです。それが、院政の「治天の君」の地位だったと思います。院政をとるただ一人の上皇の権威であります。しかし、それも常に安泰だったわけではありません。

一二二一（承久三）年の承久の乱で、後鳥羽上皇の無謀な倒幕運動の結果、幕府が京都に乗り込んで三上皇と二親王を島流しにする。こうなるとだれの目にも、天皇家の人事を左右しているのは幕府である、ということが明らかになってくるわけです。一五世紀に後花

園天皇の父の後崇光院が書いた『椿葉記』という家訓書があります。承久以来は武家より計らい申す世になりぬれば、即ち、承久の乱以来、天皇家の人事は幕府が決めることになったと明確に記しております。天皇家と武家の力関係はこの一事で明らかです。

では、それほど優位に立った武家が、なぜ院政や天皇のシステムを残したのかという問題ですが、幕府としては、皇位継承の人事権さえしっかり握っていれば、そのほうが都合よかったという事情が考えられます。

京都に乗り込んでみましたものの、公家社会や南都北嶺という大寺社勢力が依然として残っている。倒幕運動の首謀者を島流しにして一件落着いたわけですが、彼らの半分以上はこの運動に加わっていない。こうした諸勢力を幕府がどうやって押さえていくかについては、システムも制度も何も明文化されたものがないわけです。幕府は御家人としての全国の武士を統轄できるだけで、公家や僧侶・神官などを統轄する権限がない。そこで、仁和寺の宮の守貞親王を還俗させて後高倉上皇とし、その子供の後堀河を皇位につけるといふ、以前と全く変わらぬシステムを残して引き上げたわけです。もちろん、六波羅探題という目付機関だけは設置しましたけれども。

つまり、天皇や上皇などの特定の勢力は軍事力でつぶせても、それ以外の有力な諸勢力を統治出来る力をまだ幕府が持っているかっただけです。ようするに、中世社会は非常に複雑で、武家・公家・寺社だけでなく、その周辺にも諸勢力があり、結局それらを総合調整出来る地位にいるのは「治天の君」だけだったということなので。だから、まだこの段階では、王権は上皇、つまり天皇家の家督

のほうにあったということになります。

その後、モンゴル戦争をへて幕府の軍事指揮権が拡大しますが、ただちに幕府が全国の統治権を握るという革命的な状況にはならないうわけです。鎌倉末期になりますと、後醍醐天皇の倒幕運動のように、旧勢力からの反撃も行われました。

皇位継承の変容と義満の皇位篡奪計画

そして、足利尊氏の室町幕府も依然として院政のシステムを守りながら幕府を運営いたしました。

戦前に歴史教育を受けられた方は足利尊氏は逆賊であるという印象が強いと思いますが、彼は後伏見天皇の系統である光厳上皇を立て、その院宣をもらった上で光明天皇を即位させ、三種の神器も幕府に収めてから政治を始めている。こうした手続きから、私どもから見ますと、尊氏はむしろ勤皇家です。また尊氏は早くから大納言になりましたが、それ以後は、いくら大臣になれと言われてもならず、結局大納言で終わっております。

ではなぜ足利尊氏が逆賊とされたのか。後醍醐天皇の持ち出した三種の神器が本物で、尊氏は偽の神器で天子を戴いたからだということなのですが、現在の歴史学ではどちらの神器が本物なのか決定できない状況です。

また、この時代は三種の神器だけが天皇のシンボルで、それで皇位が決着するという観念はすでになくなってきております。壇の浦の合戦で神器の一つの剣は海底に沈み、熱田神宮の剣と取り替えて新たな神器にしておりますから、神器自体の正統性がだんだん怪し

くなっているわけです。南北朝時代には、たとえ偽の神器でも一〇年・二〇年と天皇が持つうちにそれに天皇の霊がつく、という認識が人々の間に出てきたということが『太平記』のような天皇家びいきの軍記物にも書かれております。仮に、後醍醐天皇が本物の三種の神器を持ち出したのだとしても、それで吉野朝が正統だということにはならなかったのです。

さらに、院政のなかにあつては、皇位継承には三種の神器だけでは不十分で、上皇が次の天皇に誰を任命するという「讓国の詔宣」という文書を出すことで皇位継承が完結するという制度に、既になっております。

ところで、一三五二（観応三）年の観応の擾乱に際し、いったん京都を占領した南朝軍は、京都を引き上げる時に、三種の神器とともに、光厳・光明・崇光の三上皇と直仁親王を吉野の賀名生へ連れ去ってしました。北朝は三種の神器も奪われ、「讓国の詔宣」を出せる上皇・天皇だけでなく、有力な皇位継承の資格者までも喪失したわけですが、それでも再建されています。どうやって再建したかといいますが、後伏見天皇の未亡人で光厳天皇の母親である広義門院を光厳上皇がそこにいるがごとき身代わりに立てて（如在の儀）治天の君とし、孫の弥仁親王を踐祚させたのです。これは、神器も讓国者もないダブル変則の皇位継承ですが、とにかくその血統は後深草以来の正統であるということで天皇にしたのです。それでは、先例として何を引き合いましたかといいますが、六世紀に越前から入って皇位をついだ継体天皇の例でした。継体は応神天皇の六世孫であることを理由に皇位についたと『古事記』や『日本書紀』に記

されるわけ、それを持ち出せば立派な先例として公家たちも納得しました。

ところで、広義門院は太政大臣だった西園寺家の娘であります。ですからこの段階で、上皇になるには天皇家に縁があれば皇族でなくともよく、その子や孫が天皇になれるという道が開かれたのです。それ以前に先に述べましたように、承久の乱では一度も皇位についたことのない守貞親王を上皇にしています。ですから、上皇になるには天皇でなくともよい、皇族でなくともよい、という先例ができたことになりました。そして、公家社会ではいったん変則的な事態が生れますと、それが新しい先例となって制度化し、一〇〇年・二〇〇年後の儀式をすべて縛るようになります。成功はしませんでしたが、足利義満の皇位篡奪計画もこの流れの上になりました。義満は、母方だとすると順徳天皇の五代孫で、父方も清和天皇の子孫ということになります。継体天皇を引き合いに出しての新しい先例によれば、自分が上皇となり次男の義嗣を天皇にしても何らおかしくないという確信を持っていたと思います。こうした天皇家に取って非常に危険な状況が生まれたのは、以上のように、院政というシステムをとったからでありました。もともと王権を強化する手段であった院政が、その王権を転覆させる道をも開く諸刃の剣という要素を抱懐していたという歴史の皮肉でありました。

天皇権威の維持と復活

義満の計画は、義満自身の急死によって実現しませんでした、こうした宮廷革命を支持したのがどういう勢力で、反対したのはど

ういう勢力かについては、実に興味深い状況がうかがわれます。義満支持派は、幕府の官僚はもちろんですが、公家や寺社勢力です。この勢力を官僚制派と言うことが許されるとすれば、絶対王政的な方向を目指していたということも可能でありましょう。

それに対し反対した勢力は、有力な守護大名であり、長男の義持であります。これは、家職制護持派でありまして、血統の優位を主張する勢力でありました。そのほうが、地方分権といえますか、自らの封建諸侯としての存在に有利だという認識だったようです。よりするに、没落する旧勢力はむしろ実力者義満の皇位篡奪計画にすがり、逆に台頭する地方の軍閥が、万世一系の天皇の血統神話の維持に動き、結果的に尊皇的な政策に動くという関係でした。この力関係の中で、天皇家が維持されたいと思えます。

その後、一五、六世紀には、最初に申し上げたように、台頭する武家勢力の相互対立の中で、彼らが「治罰の論旨」を求めるといって、天皇の権威が復活していったのだと思います。

ようするに中世の数百年の間、天皇家がなぜ維持されたかという問題は、平凡な言い方ではありますが、その時々々の力を持った政治勢力が天皇の存在を必要と認め、その価値を認めてそのシステムを維持したということになりましょう。その時々々の力を持った勢力が、その時々々の事情で天皇に何らかの価値を認めて存続させた。だから、天皇の側では何もしなくても自然に権威が競り上がってくる状況が、室町時代に生まれた。その権威は戦国時代にかけては上がる一方で、豊臣秀吉の頃には、彼が勅命を仰がねばならないほどその存在は大きくなったのだということです。

最後のほうはだいたい省略しましたので、お分かりになりにくい点もあつたと存じますが、以上で私の報告を終わります。

(本稿は、横浜市大日本史専攻卒業生の会編『会報』三号の収載論文を再掲したものである。)

(横浜市立大学教授)